

■民間委託の推進
行政運営の効率化、市民サービスの維持向上、雇用機会の拡大を図るため、貸館を主体とした施設の運営管理、ボイラーや電話交換などの定期定型的な業務の民間委託を推進していきます。また、民間のもつてある能力、知識、技術や人材などを活用し、地域・市民

請求の有無にかかわらず積極的に広報誌等を通じて公開していきます。

■情報公開制度の確立
「情報公開制度」とは、市が保有する情報（支出された予算の内容など）は、プライバシーに関する個人情報等を除き、市民の請求に応じて提供することを義務付ける制度です。これにより、行政への市民参加の促進、能率的な行政運営の推進及び行政に対する監視機能の強化につなげていきます。留萌市は平成十一年度に情報公開条例制定に向けて、検討が着手されています。また、一般的に市民のニーズがある情報は、市民の請求の有無にかかわらず積極的に広報誌等を通じて公開していきます。

■使用料・手数料等の見直し

ここでは受益者負担の原則が基本的な考え方となります。つまり、公共施設等を使用する個人に対し、その受益に応じた費用を負担してもらうということです。

使用料は基本的にその施設の維持管理費にあります。使用料収入が少ないと税金で賄わなくてはいけません。

果たして、現在の使用料が適正かどうか。定期的な見直しをして

れ、今後も隨時実施していきます。

■情報公開制度の確立

「今を伝える」では、留萌市は現在どんなことをやろうとしているのか。また、それがどこまで進んでいるのかを紹介します。

今回は平成八年度からスタートした「留萌市行政改革」の今を伝えます。

(別表)

実施事項	見直し内容
元町・幌糠診療所の見直し	平成9年9月末で両診療所が廃止。
職員給与の口座振込みの推進	平成11年1月1日現在で91.6%の職員が口座振込みに移行。
行政改革の進行管理体制の確立	市長を本部長とする市の職員で構成された「行政改革推進本部」と市民の代表で構成された「行政改革推進委員会」が行なう。
公営住宅駐車場料金の有料化	平成10年4月から有料化。
教員住宅賃付料の減額基準の見直し	30%以内の減額優遇措置を廃止。
スポーツ施行運営窓口の一体化	3課に分かれていたスポーツ施設運営の窓口を、教育委員会社会体育課に一体化。
審議会等付属機関の構成比等の見直し	平成7年に18.8%だった女性登用率を23.9%に。
適正な定員基準及び定員適正化計画の策定	定員適正化計画の策定をし、平成8年度から平成12年度までの5年間に27人の職員を削減。
定員管理状況の広報紙による公表	平成8年度から毎年広報紙に掲載。
ラスパイレス指数の適正化	国水準を維持。 ※ラスパイレス指数とは地方公共団体の職員構成が国と同一であると仮定して、その団体の平均給与額を100として算出した指標のこと。
自主研修(研究)活動の推進	通信教育、国内派遣、自主研修グループの助成を行う。
職員研修の推進	一昨年は内部研修が283名、外部研修が延42名の計325人が研修を行なう。
他団体(民間含む)への派遣研修の充実	平成10年は道に3名の職員を派遣。
時代の変化に即応した専門職の確保及び育成	語学・土木・建築等の専門職員の確保は、所管課と人事担当で協議、確保に努めている。育成は研修、派遣で対応。
市立病院の診療・報酬請求業務の民間委託	平成10年4月から完全実施。

お寄せください
あなたの改革に関する
意見・提案を

留萌市行政改革本部事務局

〒077-8601 留萌市幸町1丁目 留萌市役所内
☎42-1801内線237 FAX 43-8778

あて先



今月の焦点

今を伝える

（留萌市行政改革の巻）

留萌市行政改革大綱とは

「市民に充分満足してもらえる仕事をしているか」「ムダな仕事や手順がないか」「限られた財源と人材を有効に活用しているか」という視点にたって、改善できることは改善し、ムダなことは無くしていくというのが行政改革です。

留萌市においても「留萌市行政改革大綱」を平成八年二月に策定しました。これにそつて、平成八年度から平成十二年度までの五年間に具体的な改革を進めています。改革の取組みとして、次の五つを重点に掲げています。

- ①事務事業の見直し
- ②時代に即応した組織・機構の見直し
- ③定員管理及び給与の見直し
- ④効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進
- ⑤行政の情報化の推進等による行政サービスの向上

具体的に進める事項は全部で四十二項目あります。そのうち、すでに実施しているものが十五項目（別表）。随時または一部実施しているものが十五項目。今後の実施予定が十二項目となっています。では、今どんな行政改革が進んでいるのか、その一部をのぞいてみましょう。



各種団体事務局の民間への移行

現在、市が抱えている事務局は五十一団体あります。その団体の事務のうち、どの部分を市としてかかわっていくべきなのか。責任領域を明確にし、原則的に民間団体に事務局を移行してもらうよう促進します。

なお、留萌観光協会が先行しているものが十五項目。今後、実施予定が十二項目となっています。では、今どんな行政改革が進んでいるのか、その一部をのぞいてみましょう。



許認可手続きの簡素化

市に対しての申請書類（施設使用申請書や減免申請書など）はできるだけ様式の簡略化を図り、権利・義務にかかる形式的な申請については、印鑑がなくても手続きができるようになりました。

現在、七十九件の書類が実施さ